

秦野戸川公園レストハウス飲食物販店募集事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業名

秦野戸川公園レストハウス飲食物販店募集事業

2 契約期間

原則として令和9年2月1日から令和12年1月31日まで（3年間）

※ 現運営者が次期運営者として引き続き選定された場合は、原状回復期間を設ける必要がないため、令和9年1月1日から令和11年12月31日までを契約期間とします。

※ 期間満了後、4回まで契約を更新できるものとし、1回あたりの契約期間は最大で3年間とします。（最大で15年間）なお、引き続き神奈川県からの施設の使用許可が得られることが前提となります。

※ 現運営者の原状回復工事の進捗によっては、施設の引き渡しが前後する場合があります。その場合は、実際の引き渡し日から3年間を契約期間とします。

3 内容

別紙「募集要項」のとおり

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- (1) 国内に本社若しくは主たる事業所を有する法人であること（個人又は法人格を取得していない団体の応募はできません）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行）に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしてい

ない者並びにこれらの申立てがされていない者であること。

- (5) 秦野市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）に基づく入札等への排除措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 スケジュール

令和8年7月1日（水）	広報はだの及びホームページ掲載により公募開始
7月24日（金）	現地説明会参加申込締切
7月31日（金）	10時30分から現地説明会※事前申込制
8月3日（月）～ 8月7日（金）まで	質問の受付期間※電子メールのみ受付
8月13日（木）	質問に対する回答期限
8月14日（金）	公募申込書等受付締切（午後5時まで）
8月31日（月）午後	プレゼンテーション及びヒアリング
9月中旬	候補者の決定
10月上旬～	営業開始に向けた協議
令和9年2月上旬～	施設の引き渡し・備品設置等の開店準備
4月上旬	営業開始（予定）

6 参加申込

(1) 提出書類

書類名	部数
公募申込書（様式1）	1部
企画提案書（様式2）	各10部
収支計画書（様式3）	
企画提案書添付書類（必要に応じて）	
定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類	各1部
団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類	
前年の貸借対照表及び損益計算書（営利法人でない団体の場合は、予算書及び収支決算書）	
法人の登記事項証明書	
前年の法人税の納税証明書及び消費税の納税証明書	

前年の地方税の納税証明書	
団体等の就業規則	
食品衛生責任者となることができる資格を有する者を配置できることを証明する資格証の写し	
防火管理者の資格を有する者を配置できることを証明する資格証の写し	

- (2) 提出期限 令和8年8月14日（金）午後5時まで
- (3) 提出先 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市役所教育庁舎1階 環境産業部観光振興課
- (4) 提出方法 持参又は郵送（受付期限必着）
- (5) 留意事項
- ア 提出書類の確認後、参加資格の有無を審査し、参加資格確認結果通知書を送付します。
- イ 企画提案書等提出後の書類の追加、修正及び再提出は原則認めません。
- ウ 企画提案の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。
- エ 提出された企画提案書について、無断での二次的な使用は行いません。
- オ 企画提案書は、特段の専門知識を有しなくても審査可能な内容としてください。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、一般用語を用いて脚注を付記するなど、選定委員が理解しやすいものとしてください。
- カ 書類の返却は行いません。
- キ 企画提案書類等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、当該提案を無効にします。

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年8月3日（月）から8月7日（金）
- (2) 受付方法 質問書（様式4）に記入の上、電子メールで送付
また、メール送信した旨を事務局へ御連絡ください。
- (3) メールへの回答 質問を受理した日から3営業日以内に質問書提出者に回答します。また、参加希望者すべてに関わる事項については、ホームページにも掲載します。
- (4) その他 質問に対する回答内容は、募集要項の追加又は修正として取り扱うことがあります。

8 現地説明会

現地説明会を実施しますので、参加される場合は、現地説明会参加申込書（様式5）を令和8年7月24日（金）までに電子メール又はFAXで秦野市環境産業部観光振興課に提出してください。

※ 説明会への参加は任意とします。

(1) 開催日時・場所

令和8年7月31日（金）午前10時30分から午前11時30分
開始時間までに秦野戸川公園レストハウス前にお集まりください。

(2) 留意事項

ア 募集要項を御持参ください。

イ 車でお越しの場合は戸川公園大倉駐車場を御利用ください。（有料）

ウ バスの場合は、小田急線渋沢駅から神奈川中央交通のバスで、「大倉」行きに御乗車になり、終点「大倉」で下車してください。

エ 参加者は1法人等につき2人までとします。

オ 公平を期すため、現地説明会当日は、原則、質問を受け付けません。

質問は「7 質問の受付及び回答」のとおり受け付けます。

(3) 申込先

ア E-mail : kankou@city.hadano.kanagawa.jp

イ FAX : 0463(86)6563

9 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 令和8年8月31日（月）午後

詳細については、申込者に別途通知します。

(2) 実施場所

詳細については、別途通知します。

(3) 出席者は、3人以内とします。

(4) 所要時間 企画提案者当たり30分以内（提案者からの説明20分、選定委員からのヒアリング10分）

(5) その他

ア 説明は申込書類提出時に提出した提案資料のみを用い、追加資料の持込みは認めません。

イ プレゼンテーションに当たっての機器（パソコン等）が必要な場合は、企画提案者で用意してください。（プロジェクター及びスクリーンは当

市で用意します)。

なお、その場合も提出資料をスクリーンに映し出す程度とし、新たな資料を用いることは認められません。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施します。

10 審査

本プロポーザルのために組織した秦野戸川公園レストハウス飲食物販店選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書等を次の審査基準に沿って審査して評点を付け、得点が一番高い者を受注候補者に選定します。

(1) 審査基準

審査項目		審査基準（審査の視点）	配点
1	県立秦野戸川公園に設置する相応しさ	・店舗のコンセプトはエリアにふさわしいか	20
2	公園利用者及び登山者へのサービス	・営業日、営業時間、飲食等のメニューの種類や価格設定等が利用者ニーズを捉えた提案となっているか ・販売物品及びその他のサービス内容は、利用者に相応しく、魅力的なものであるか	20
3	安定した持続可能な運営	・出店実績、集客実績、財務状況、業務実施体制等から安定的、継続的な店舗運営が見込めるか	30
4	秦野市の観光振興	・表丹沢の魅力を活かし、価値を高める提案となっているか ・行政施策と調和する観光振興策の提案（観光PR物品の販売、電子地域通貨の活用、表丹沢の魅力発信に資する提案等） ・その他応募者の知見やスキルを活かした独自の提案	30
合計			100

ア 得点が同じ提案があった場合は、選定委員会委員による投票により決定します。

イ 委員合計得点は、満点の6割以上得る必要があります。

ウ 応募者が1者のみであってもプレゼンテーションを実施し、審査の結果、得点がイの基準を満たす場合は、その者を受注候補者とします。

(2) 評価点

評価点	採点基準
配点×1.0	A（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
配点×0.8	B（趣旨以上の効果が期待できる）
配点×0.6	C（標準的）
配点×0.4	D（趣旨に一部合致していない）
配点×0.2	E（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）

1 1 無効又は失格

募集要項に記載しているもののほか、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となります。

- (1) 公募申込書等の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 公募申込書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適切と認められたもの。
- (5) 選定委員会委員及び秦野市職員への接触等により、不正に情報入手する等の事実が判明したとき。

1 2 審査結果の通知及び公表

審査結果は、申込者数と受注事業者名のみを秦野市のホームページで公表するとともに、各申込者に文書で通知します。ただし、審査の経緯は、一切公表しないものとします。

1 3 委託の禁止

受注事業者は、業務を一括して第三者へ委託等を行うことができないこととします。また、受注事業者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面による発注者の承諾を得る必要があります。

1 4 次順位の繰上げ

候補者に契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加申込者のうち、評点が上位であった者から順にこの業務の受注について協議を行うものとします。

1 5 その他

- (1) プロポーザルへの参加に関する一切の費用は申込者の負担とします。
- (2) 審査結果に対する質問及び異議申し立てには、一切応じないものとします。

1 6 問合せ先

秦野市環境産業部観光振興課観光施設担当

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電 話 0463-82-9648 (直通)

F A X 0463-86-6563

E-Mail kankou@city.hadano.kanagawa.jp